

函館市 I T ・ロボット等活用生産性向上補助金審査委員会 設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、函館市 I T ・ロボット等活用生産性向上補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、函館市 I T ・ロボット等活用生産性向上補助金審査委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 函館市 I T ・ロボット等活用生産性向上補助金（以下「補助金」という。）に係る補助対象事業の審査に関すること。
- (2) その他補助対象事業の審査に関し、必要な事項。

(開催)

第3条 委員会の開催時期および方法等は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、別途定める公募期間内の末日（当該日が土曜、日曜または祝祭日の場合はその直前の営業日）までに交付申請書の提出があった場合に、当該期日の経過後速やかに開催する。
- (2) 委員会は、書類審査もしくは面接審査により実施するものとする。
- (3) 審査基準は別に定める。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の所属および氏名は、非公開とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該年度内における所掌事務に関わる協議が終了した時までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(会議の非公開)

第8条 委員会の会議は非公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経済部工業振興課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。